VI-1-3-12 开室泊距哨计误字名物料件 - 等对模型の构造。	《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
VI-1-1-12 北海北原州に使する庭内碑 - 労科機能が指導。			1	
VI-1-12 非常用证明计划发展上 · 管外构成の相应。				
VI-1-1-12 非常用原列に関する <b>2</b> 0項よ。				
VI-1-1:-12 料集用配用に関する発用書 ・資料も成の水道。				
17-1-1-12 非常用耐見に進する疾乳響 ・資本報吹の布理。				
VI1-12 JI常用思明に関する減損者 - 資料構成の物選。				
VI-1-1-12 非常地限別に関する認利者 ・資料等成の和違。				
VI-1-1-12 非常用無明に関する説明書 ・資料構成の相塞。				
VI-1-1-12 非弯角限界に関する説明な ・資料構成の相塞、				
VI-1-1-12 非常用規例に関する説明書 ・資料構成の程準				
VI-1-11-12 弊常用原列に同する説明書 ・資料構成の相違、				
VI-1-1-12 非常用類例に関する説明書 ・資本都成の和基。				
			VI-1-1-12 非常用照明に関する説明書	・資料構成の相違。

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		1. 概要	
		本資料は、以下について説明するものである。	
		・「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」(以	
		下「技術基準規則」という。)第13条第2号に基づき照明用の電源	
		が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明	
		・技術基準規則第 13 条第 3 号及び「実用発電用原子炉及びその附属	
		施設の技術基準に関する規則の解釈」(以下「解釈」という。)に基	
		づき発電用原子炉施設内で設計基準事故が発生した場合に用いる	
		照明(避難用の照明を除く。)及びその専用の電源	
		・技術基準規則第54条第1項第2号及び第3項第6号に基づき,想	
		定される重大事故等が発生した場合に確実に操作するため及び可	
		搬型重大事故等対処設備を運搬するため並びに被害状況を把握す	
		るための照明	
		・技術基準規則第 74 条及びその解釈に基づき重大事故等が発生した	
		場合においても中央制御室に運転員がとどまるために必要な設備	
		としての照明及びその照明への代替交流電源設備からの給電	
		2. 基本方針	
		表1に示す各照明設備の基本方針について以下に記載する。	
		┃ 表1 照明の種類と設備名	・設備構成の相違
		照明の種類 常設 可搬 設備名	(女川では設計基準事
		避難用照明     ○     -     非常灯       ○     -     誘導灯	故が発生した場合に使
		設計基準事故が発生した場合 O ー 非常用照明	用する作業用照明は可
		○ 一 直流照明	搬型照明(ヘッドライ
		- □ 可搬型照明 重大事故等発生時の照明 - □ 可搬型照明 (SA)	ト(ヘルメット装着
		- 乾電池内蔵型照明	用), ランタンタイプ
		一 ○ 可搬型照明	LED 及び懐中電灯)と
			し、自主設備は設けな
			\v)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		2.1 避難用照明	
		安全避難通路(「第2号機設備」,「第1号機設備,第1,2号機共用」	・プラント構成の相違。
		及び「第1号機設備,第1,2,3号機共用」(以下同じ。))には,位置	
		を明確かつ恒久的に表示し、照明用の電源が喪失した場合においても	
		機能を損なわないよう,避難用の照明として非常灯(「第2号機設備」,	
		「第1号機設備,第1,2号機共用」及び「第1号機設備,第1,2,3号	
		機共用」(以下同じ。))を設けるとともに、避難口及び避難の方向を	
		明示するため誘導灯(「第2号機設備」,「第1号機設備,第1,2号機	・設備の相違。
		共用」及び「第1号機設備,第1,2,3号機共用」(以下同じ。))を設	(非常灯・誘導灯は
		ける設計とする。非常灯及び誘導灯は、非常用ディーゼル発電機又は	非常用 DG 又は内蔵
		内蔵電池から給電可能な設計とする。	蓄電池により照明電
			源喪失時でも機能は
			損なわない)
		2.2 設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明	
		2.2.1 常設の作業用照明	・記載表現の相違。
		発電用原子炉施設内で設計基準事故が発生した場合に用いる作業	
		用照明として,避難用の照明とは別に,非常用照明,直流照明兼非常	
		用照明及び直流照明を設置する。	
		非常用照明は、発電用原子炉の停止、停止後の冷却及び監視等の操	
		作が必要となる中央制御室、中央制御室で操作が困難な場合に必要な	
		操作を行う現場機器室及び現場機器室へのアクセスルートに設置す	
		る。また設計基準事故に対処するために、緊急時対策所及び緊急時対	・運用の相違
		策建屋屋内アクセスルートに設置する。	(緊急時対策所及び緊
		非常用照明は、外部電源喪失時にも必要な照明を確保できるよう	急時対策建屋屋内アク
		に、非常用母線に接続し、非常用ディーゼル発電機からも電力を供給	セスルートの照明を非
		する設計とする。	常用照明としている)
		直流照明兼非常用照明は、全交流動力電源喪失時から重大事故等に	・設備名称の相違。
		対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始	・設備の相違。
		される前までに必要な操作を実施する中央制御室及び現場機器室に	(他プラントの蓄電池
		設置する。	内蔵照明に対し, 女川
		直流照明は、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するため	は,直流から受電する
		に必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始される前まで	作業用照明(直流照明
		に必要な操作を実施する中央制御室に設置する。	兼非常用照明, 直流照
		直流照明兼非常用照明及び直流照明は,125V 蓄電池に接続し,非常	明)により,全交流電源
		用ディーゼル発電機からも電力を供給する設計とするほか,全交流動	喪失でも照明を確保す
		力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が	る設計・設置場所の相

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		常設代替交流電源設備から開始されるまでの間, 点灯可能な設計とす	違。
		る。	
		非常用照明,直流照明兼非常用照明及び直流照明は、設計基準事故	・設備名称の相違。
		が発生した場合に必要な操作及び作業場所への移動が行えるように、	
		避難用照明である非常灯と同等以上の照度 ( 1 lx 以上 (蛍光灯使用	・記載表現の相違。
		時は 2 1x 以上)) を有する設計とする。	
		2.2.2. 可搬型の作業用照明	
		発電用原子炉施設内で設計基準事故が発生した場合に用いる作業	・記載表現及び設備名 ・記載表現及び設備名
		用照明として、避難用の照明とは別に、乾電池を内蔵した可搬型照明	称の相違。
		(懐中電灯,ランタンタイプ LED ライト及びヘッドライト (ヘルメッ	11.42 LDC=0
		ト装着用))を配備する。	
		可搬型照明は、全交流動力電源喪失時に緊急時対策所内の可搬型照	・設備の相違
		明保管場所への移動及び緊急時対策所内の照度の確保における必要	(緊急時対策所の非常
		な照明として配備する。	用照明が機能喪失した
		また、全交流動力電源喪失時に常設の作業用照明設置箇所以外での	場合のために可搬型照
		初動操作に対応する運転員に必要な照明として配備する。	明を配備)
			91 C BL (M)
		2.3 重大事故等発生時の照明	
		■ 重大事故等が発生した場合に用いる照明として,以下の照明設備を配	・記載表現の相違.
		備する。	
		・中央制御室及び中央制御室待避所に運転員がとどまるために必要	・電源の相違
		な照明設備として常設代替交流電源設備からの給電が可能な蓄電	・記載表現の相違
		池を内蔵した可搬型照明 (SA) を配備する。	HI THE SECOND PROPERTY OF THE SECOND PROPERTY
		・中央制御室バウンダリに隣接した場所に設ける中央制御室チェン	
		ジングエリアでの身体の汚染検査,作業服の着替え等に必要な照明	
		設備として乾電池内蔵型照明を配備する。	
		・緊急時対策建屋内に設ける緊急時対策所チェンジングエリアでの	
		身体の汚染検査,作業服の着替え等に必要な照明設備として乾電池	
		内蔵型照明を配備する。	
		・重大事故等が発生した場合に、確実に操作を実施するため及び可搬	
		型重大事故等対処設備を運搬するため並びに他の設備の被害状況	

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		を把握するために必要な照明設備として可搬型照明を配備する。	
		3. 施設の詳細設計方針	
		3.1 避難用照明	
		添付書類「VI-1-1-11 安全避難通路に関する説明書」に示す安	・資料構成の相違。
		全避難通路には,位置を明確かつ恒久的に表示し,照明用の電源が喪	
		失した場合においても機能を損なわない避難用の照明として,非常灯	
		並びに避難口及び避難の方向を明示するための誘導灯を設置する設	
		計とする。	
		非常灯は,「建築基準法」(制定昭和25年5月24日法律第201号)	
		及び「建築基準法施行令」(制定昭和25年11月16日政令第338号)	
		に準拠し、中央制御室等の原子炉施設内従事者等が常時滞在する居	・記載表現の相違。
		室,居室から地上へ通じる廊下及び階段その他の通路に設置し,直接	
		照明として床面において 1 lx 以上(蛍光灯使用時は 2 lx 以上)の	
		照度を確保する設計とする。また,外部電源喪失により非常灯への電	
		力の供給が停止した場合においても,原子炉施設内従事者等が建屋内	
		から地上へ避難するために必要な照明の確保が可能となるよう,非常	
		灯は非常用ディーゼル発電機から電力を供給できる設計,又は昭和45	・設備構成の相違。
		年建設省告示第 1830 号に準拠し、30 分間有効に点灯できる容量を有	(非常灯は内蔵蓄電池
		した内蔵電池を備える設計とする。	により照明電源喪失時
		誘導灯は,「消防法」(制定昭和23年7月24日法律第186号),「消	でも機能は損なわな
		防法施行令」(制定昭和36年3月25日政令第37号)及び「消防法施	V))
		行規則」(制定昭和36年4月1日自治省令第6号)に準拠し、屋内か	
		ら直接地上へ通じる通路,出入口及び避難階段に設置する。また,外	・記載表現の相違。
		部電源喪失により誘導灯への電力の供給が停止した場合においても,	
		原子炉施設内従事者等が建屋内から地上へ避難できるように避難口	
		及び避難の方向を明示するため、誘導灯は非常用ディーゼル発電機か	・設備構成の相違。
		ら電力を供給できる設計,又は消防法施行規則第28条の三に準拠し,	(誘導灯は内蔵蓄電池
		20分間有効に点灯できる容量を有した内蔵電池を備える設計とする。	により照明電源喪失時
		避難用照明の電源系統を図1に,非常灯及び誘導灯の取付箇所を表	でも機能は損なわな
		2 及び添付図面「第 1-8-1 図から第 1-8-41 図 非常用照明の取	<b>(1)</b>
		付箇所を明示した図面」に示す。	・資料構成の相違。

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		表 2 非常灯及び誘導灯の取付箇所	・設備の相違
		建屋名称	(設備配置の相違によ
		2 号機制御建屋	る避難通路・避難照明
		2 号機原子炉建屋	の相違だがいずれも避
		2 号機タービン建屋 2 号機補助ボイラ建屋	
		緊急時対策建屋	<u>難通路・避難照</u> 明を必
		焼却炉建屋	要な場所に設置)
		第1固体廃棄物貯蔵所	
		第2固体廃棄物貯蔵所	
		第3固体廃棄物貯蔵所	_
		第4固体廃棄物貯蔵所 サイトバンカ建屋	_
		予備変圧器配電盤室	<del>- </del>
		緊急用電気品建屋	
		Note the State of	
			1
			1

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		3.2 設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明	
		3.2.1 常設の作業用照明	
		設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明として,避難用の	
		照明とは別に非常用照明,直流照明兼非常用照明及び直流照明を設置	
		する。	・設備名称の相違。
		非常用照明は、発電用原子炉の停止、停止後の冷却及び監視等の操	
		作が必要となる中央制御室、中央制御室で操作が困難な場合に必要な	
		操作を行う現場機器室及び現場機器室へのアクセスルートに設置す	
		る。また、設計基準事故に対処するために、緊急時対策所及び緊急時	・記載表現の相違。
		対策建屋屋内アクセスルートに設置する。	・運用の相違
		非常用照明は、外部電源喪失時にも必要な照明を確保できるよう	(緊急時対策所及び緊
		に、非常用母線(モータコントロールセンタ 2C 系及び 2D 系並びにメ	急時対策建屋屋内アク
		タルクラッドスイッチギア 2D 系を介したモータコントロールセンタ	セスルートの照明を非
		<b>」系)</b> に接続し、非常用ディーゼル発電機からも電力を供給する設計	常用照明としている)
		とする。	
		直流照明兼非常用照明は、全交流動力電源喪失時から重大事故等に	
		対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始	・設備名称の相違。
		される前までに必要な操作を実施する中央制御室及び現場機器室に	
		設置する。	
		直流照明は、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するため	・記載表現の相違。
		に必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始される前まで	・設備の相違
		に必要な操作を実施する中央制御室に設置する。	(他プラントの蓄電池
			内蔵照明に対し、女川
		直流照明兼非常用照明及び直流照明は,全交流動力電源喪失時から	は,直流から受電する
		重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源	作業用照明(直流照明
		設備から開始される前まで(約 15 分間)においても点灯できるよう	兼非常用照明, 直流照
		に 125V 蓄電池から電力を供給できる設計とする。	明) により, 全交流電源
		非常用照明は、発電用原子炉の停止、停止後の冷却及び監視等の操	喪失でも照明を確保す
		作が必要となる中央制御室,中央制御室で操作が困難な場合に必要な	る設計)
		操作を行う現場機器室及び現場機器室へのアクセスルートにおいて、	
		操作及び移動に必要な照明を確保できる設計とする。また、設計基準	・運用の相違
		事故に対処するために、緊急時対策所及び緊急時対策建屋屋内アクセ	(緊急時対策所及び緊
		スルートにおいて、操作及び移動に必要な照明を確保できる設計とす	急時対策建屋屋内アク
		る。	セスルートの照明を非
			常用照明としている)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		直流照明兼非常用照明及び直流照明は,全交流動力電源喪失時から	
		重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源	・設備名称の相違。
		設備から開始される前までに必要な操作を実施する中央制御室又は	
		現場機器室において,操作及び移動に必要な照明を確保できる設計と	
		する。	
		作業用照明の電源系統を図1に,作業用照明の取付箇所を表3及び	
		添付図面「第1-8-1図から第1-8-41図 非常用照明の取付箇所	
		を明示した図面」に示す。	・資料構成の相違。
		3.2.2 可搬型の作業用照明	
		設計基準事故が発生した場合に作業に用いる可搬型照明は、昼夜場	・記載場所の相違。
		所を問わず作業が可能となるよう以下のとおり配備する。	・設備構成の相違 (女川では設計基準事
		・全交流動力電源喪失時における緊急時対策所内の可搬型照明保管	故が発生した場合に使
		場所への移動時の照度を確保できるよう可搬型照明(ヘッドライト	用する作業用照明は可
		(ヘルメット装着用))を事務建屋に配備する。	搬型照明(ヘッドライ
			ト(ヘルメット装着
		・全交流動力電源喪失時における緊急時対策所内の照度を確保でき	用), ランタンタイプ
		るよう可搬型照明(ランタンタイプ LED ライト及びヘッドライト	LED 及び懐中電灯) と
		(ヘルメット装着用)) を緊急時対策所に配備する。	し、自主設備は設けな
			<i>((</i> )
		・常設の作業用照明により設計基準事故に対応するための操作及び	
		作業場所までの移動に必要な照明は確保されるが、万一、作業用照	
		明設置箇所以外での対応が必要になった場合には, 初動操作に対応	
		する運転員が常時滞在している中央制御室に可搬型照明(懐中電	
		灯,ランタンタイプ LED ライト及びヘッドライト(ヘルメット装着	
		用))を配備する。	
		可搬型の作業用照明の使用箇所を表3に,保管場所を添付図面「第	
		1-8-1 図から第 1-8-41 図 非常用照明の取付箇所を明示した図	・記載表現の相違。
		面」に示す。	・資料構成の相違。
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25版)	東海第二発電所	女	:川原子力発電所第2号	機	備考
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機(2020/9/25 版)	東海第二発電所	表3 設備名 設備名 作業用照明 直兼 1 高級 1 所	, 給電元及び作業用照 給電元 非常用低圧母線 非常用直流電源設備 (非常用直流電源設備 (非常用低圧母線 (区分 II)) (125V 蓄電池 2B) 非常用面低圧母線 (区分 I)) (125V 蓄電池 2A) 一 ぶ発生した場合に操作か 一 が発生した場合に操作が 高電気 室 (A), (B) 室 (A), (B) 室 (A), (B) 室 (上部トーラス室) 合お浄化系熱交換器上室 では、(A), (B) で (上部トーラス室) のは、(A), (B) で (上部トーラス室) のは、(B) で (上部トーラスで (日本) では、(B) で (上部トーラスで (日本) では、(B) で (日本) で (日本	明の取付箇所  設置場所(使用箇所) 中央制御室 現場機器室* アクセスルート 緊急時対策建屋 中央制御室 現場機器室* 中央制御室 (常設の作業用照明設置箇所以外での対策所及び緊急時対策所までの移動)  必要な現場機器室は、	備考 ・設備構成の相違 (女が発生にはつうなのでは、大力のでは、ないかないかりでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力ので
		・A, B 系ペネ・RHR 熱交換器 ・トーラス室 ・燃料プールド・非常用ディー・区分 I 及びE ・高圧炉心スフ	バルブ室 ÷ (A), (B) 室 (上部トーラス室) 合却浄化系熱交換器上室 -ゼル発電機 (A), (B) 区分Ⅱ非常用 D/G 制御野 プレイ系ディーゼル発電	室盤室	
		• 区分Ⅲ非常用	月 D/G 制御盤室		

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			・記載場所の相違。
			・設備構成の相違
			(女川では設計基準事
			故が発生した場合に使
			用する作業用照明は可
			搬型照明(ヘッドライ
			ト(ヘルメット装着
			用), ランタンタイプ
			LED 及び懐中電灯)と
			し, 自主設備は設けな
			(v)
			・資料構成の相違。

赤字:設備,運用又は体制の相違点(設計方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし) : 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25版) 東海第二発電所 女川原子力発電所第2号機 備考 ・設備の相違。 (設備構成の相違によ る電源構成の相違) (2号機) 照明電源系統図 X 

赤字:設備,運用又は体制の相違点(設計方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし) : 前回提出時からの変更箇所

備考 《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25版) 東海第二発電所 女川原子力発電所第2号機 ・設備の相違。 (設備構成の相違によ る電源構成の相違) (緊急時対策建屋) (2/2) 照明電源系統図 (繁急時) 

赤字:設備,運用又は体制の相違点(設計方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表 (VI-1-1-12 非常用照明に関する説明書)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		3.3 重大事故等発生時の照明	
		重大事故等発生時に,中央制御室及び中央制御室待避所での監視操	
		作に必要な照度を確保するため、可搬型照明(SA)を配備する。また、	・記載表現の相違。
		中央制御室バウンダリに隣接した場所に設ける中央制御室チェンジ	
		ングエリア及び緊急時対策建屋内に設ける緊急時対策所チェンジン	
		グエリアでの身体の汚染検査,作業服の着替え等に必要な照度を確保	
		するため、乾電池内蔵型照明を配備する。	
			・設備名称の相違
		可搬型照明(SA)は、常設代替交流電源設備から電力の供給を可能	・電源の相違。
		とするため、非常用低圧母線に接続された中央制御室内のコンセント	
		に接続可能な設計とする。	・記載表現の相違。
		可搬型照明(SA)の電源系統図を図2に示す。	
		可搬型照明(SA)は、重大事故等時に中央制御室の制御盤での操作	
		に必要な照度及び中央制御室待避所の居住性確保に必要な照度とし	
		て, 照明全消灯状態にて監視操作が可能なことを確認している, 主制	
		御盤垂直部で 20 1x以上の照度を確保する設計とする。また、中央	
		制御室待避所に設置する可搬型照明 (SA) は, 運転員が中央制御室待	・設備名称の相違。
		避所にとどまり必要な監視等を行うため 20 1x以上の照度を確保す	
		る設計とする。	
		中央制御室バウンダリに隣接した場所に設ける中央制御室チェン	
		ジングエリア及び緊急時対策建屋内に設ける緊急時対策所チェンジ	
		ングエリアでの身体の汚染検査,作業服の着替え等に必要な照明とし	
		て設置する乾電池内蔵型照明は、脱衣、汚染検査及び除染時に必要な	
		照度として 5 1x 以上の照度を確保する設計とする。	
		可搬型照明(SA)の必要数は、中央制御室の制御盤での操作又は監	
		視に必要な照度を有するものを 5個, 中央制御室待避所にとどまり必	
		要な監視等を行うために必要な照度を有するものを1個,故障時及び	・数量の相違。
		保守点検時のバックアップ用として 1 個の合計 7 個を中央制御室に	・記載表現の相違。
		保管する設計とする。	
		乾電池内蔵型照明の必要数は、身体の汚染検査、作業服の着替え等	

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		に必要な照度を有するものを中央制御室チェンジングエリアでは 5	・設備名称の相違。
		個使用し、故障時及び保守点検時のバックアップ用として1個の合計	・記載表現の相違。
		6個を中央制御室に保管する設計とし、また、緊急時対策所チェンジ	・数量の相違。
		ングエリアでは6個使用し、故障時及び保守点検時のバックアップ用	・記載表現の相違。
		として1個の合計7個を緊急時対策建屋内に保管する設計とする。	
		また,技術基準規則第54条第1項第2号及び第3項第6号に基づ	
		き想定される重大事故等時において、重大事故等対処設備を停電時及	
		び夜間時に確実に操作を実施するため及び可搬型重大事故等対処設	・記載表現の相違。
		備を運搬するため並びに他の設備の被害状況を把握するために必要	11 17 17 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
		な照明設備として、可搬型照明を重大事故等時に迅速に使用できる場	
		所に配備する。	
		可搬型照明に関しては、保安規定に基づく下部規程(二次文書、三	
		次文書) にて資機材としての取扱いについて定め, 管理する。	
		可搬型照明 (SA) 及び乾電池内蔵型照明の保管場所及び使用箇所を	
		添付図面「第 1-8-1 図から第 1-8-41 図 非常用照明の取付箇所	・設備名称の相違。
		を明示した図面」に示す。	・資料構成の相違

赤字:設備,運用又は体制の相違点(設計方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし) : 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25版) 東海第二発電所 女川原子力発電所第2号機 備考 ・設備の相違。 (設備構成の相違によ る電源構成の相違) -co-外部電源上 (SA) 可搬型照明 **₽₽**₩ 2 X -co-外部電源よ / W/C 6-2C **o** <del>10年線</del>